

(公印省略)

日財第 3082 号
平成 25 年 11 月 6 日

各 部 長 様

総 務 部 長

平 成 26 年 度 予 算 編 成 方 針

日本経済は、内閣府が 9 月に発表した月例経済報告によると「景気は緩やかに回復しつつある」とされているが、日田市における経済状況は、市内企業景気動向調査の結果(平成 25 年 4 月～6 月)に見られるように、業況及び売上等は、災害により工事受注の多い建設業を除き、サービス業で改善がみられるものの、小売業は依然として厳しく、景気回復が地域経済の全業種にまで波及しているとは言えない状況にあり、「今後への不安は大きい」としている。

なお、8 月の有効求人倍率は、1.01 倍と全国、大分県を上回り、改善している。

政府が 6 月に発表した「骨太の方針」においては、地方交付税の別枠加算を見直すとの考え方を示す一方で、8 月に閣議決定した中期財政計画では、平成 26 年度地方の一般財源の総額について、「実質的に今年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保する」としている。

また、総務省の同月の「平成 26 年度地方財政収支の仮試算」では、一般財源総額は平成 25 年度を 1.4%上回っており、総額確保は維持しているものの、別枠加算については、現行のままとしており見直しの内容が不透明な状況である。

このような状況の中、市の財政状況においては、平成 24 年度の経常収支比率は 92.1%と前年と比較し 1.9 ポイント上昇し、地方税などの自主財源比率が依然として 30%と低い水準であることや、また、合併による普通交付税の優遇措置が平成 27 年度から段階的に削減されることから、現在の予算規模を継続すると大幅な財源不足を生じることとなり、急速な財政の硬直化が懸念される場所である。

これらを踏まえ、当初予算編成にあたっては、各部が抱えている現状の分析と課題の解決へ向けた具体的な取組みを見極め、事務事業をゼロベースから見直す視点により、効率性・有効性の高い施策に十分な予算措置を行うなど、第 4 次日田市行政改革大綱・実行プランを着実に推進するとともに、将来の財政状況を見据えた着実な予算編成に取り組む必要がある。

そのため、予算要求に当たっては、次の事項に留意するよう通知する。

I 全般的事項

- 1 国・県の予算編成に伴い、今後具体化する施策情報を的確に把握し、財源の確保に努めるとともに、第5次日田市総合計画(後期基本計画)に掲げる新たな地域の活力に繋がる施策や主要な施策の実現に向けた要求を行うこと。
- 2 事務事業の効率性、有効性の十分な検討・見直しを徹底し、必要性の乏しいものについては、廃止や縮小をすること。
- 3 部局を横断する事業の予算要求については、十分な連携を行い、重複することや統一性を欠くことのないよう努めること。
- 4 消費税率の引上げ分を含めて要求すること。なお、改定に伴う市全体の影響額(歳入、歳出)を把握する必要があることから、各課の影響額を別途指示により把握し、提出すること。

II 歳入に関する事項

1 市税

市税収入は、本市財政の根幹をなすものであり、その積算にあたっては、税制改正の動きや消費税率の引上げに伴う今後の経済動向等に留意のうえ、課税客体の的確な把握や徴収率の向上に努め、年間の徴収見込額を算定し、所要額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、市税収入の動向を留意のうえ、年間見込額を計上すること。

3 国・県支出金

国・県の予算編成過程において、**補助金の廃止・縮減・新設の徹底した情報収集**を行い、補助金を活用した事業の効果等を精査し、歳出に対応した額を計上すること。

特に、消費税率の引上げに伴い**社会保障制度**については、**変更が予測されることから、その動向に十分留意すること。**

4 分担金・負担金

法令や条例等の根拠法令に照らし、負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

5 使用料・手数料

受益者負担の原則に立ち、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

特に、消費税率の引上げに伴い、改定分の転嫁を予定しているものについては、適切に予算要求に反映させること。

滞納額の回収に努めること。

6 財産収入

未利用財産については、将来の使用目的等について十分検討し、処分可能なものについては、時価に沿った適正な価格で積極的に処分を行うこと。また、貸付可能なものは、適正な対価で貸し付けるなど、収入の確保に努めること。

7 市債

市債については、地方財政計画・地方債計画等を参考に、地方交付税措置等財政支援が講じられるものを極力選択し、市債残高の増嵩に留意の上、所要額を計上すること。

8 その他

過去の実績などの客観的な資料に基づき、的確な見込額を計上するとともに、あらゆる収入の可能性を検討し、財源確保に努めること。また、基金繰入金の充当については、財政課と協議の上、計上すること。

日田市有料広告事業を積極的に活用し、広告料の確保を図ること。

Ⅲ 歳出に関する事項

1 予算の要求枠

予算要求は、部局別に、次に示す基準により要求すること。なお、基準額については、別途示すので留意すること。

特に、経常的経費については、事業見直し後の縮減ができない場合は、その理由を必ず所定欄に記入すること。

(1) 義務的経費【シーリング設定なし】

義務的経費の主なものは、人件費(単独分)、扶助費、公債費である。

扶助費については、需要の伸びを的確に把握し、過大な予算要求にならないように注意すること。また、特別会計への繰出金については、「V」の特別会計等に関する事項に留意すること。

(2) 経常的経費【シーリング設定あり】

経常的経費の主なものは、物件費及び維持補修費等の通常事務の遂行に必要な管理予算的経費である。

各経費については、事業ごとに必要性の検証を行い、その節減に最大限努めること。また、近年の決算額を踏まえ、過大な過不足が生じないよう適切な要求を行うこと。

※ 平成 25 年度当初予算額(一般財源ベース)の ▲ 0%

(3) 臨時的経費【シーリング設定あり】

平成 26 年度の実施計画として企画課に要求したもので、査定で採択(内示)のあったものに限るものであること。なお、実施計画の査定は事業の方針性及び大枠を決定するものであることから、採択(内示)のあったものについては、積算根拠、財源等について精査を行い、提出すること。

A 査定であっても、予算要求時までには事業内容の精査がなされていないものについては、予算措置を行わないものであること。

※ 平成 26 年度実施計画の採択(内示)のあった事業費の範囲内で、
かつ、一般財源の範囲内 (A 査定及び B 査定)

※ ただし、次の事業は、臨時的経費の例外とする。

① 災害復旧事業

災害の本格復旧費については、平成 24 年度及び平成 25 年度予算に計上した事業の執行状況、完了時期等を十分に把握した上で適切な要求を行うこと。

② 実施計画以外で、特別の事由によるもの

2 個別経費の取り扱い

(1) 人件費

平成 26 年 3 月 31 日退職予定者を除き、かつ、新陳代謝分及び定昇分を加味して年度間所要額を計上すること。なお、計上にあたっては、別途指示する。

(2) 物件費

経費節減可能なものについては、積極的に削減すること。なお、特段留意する点は、下記のとおりである。

①賃金 要求にあたっては、総務課職員係と十分協議すること。

②需用費 消耗品、燃料費及び光熱水費については、特に抑制に努めること。また、食糧費については、開催時間の調整などにより縮減に努めること。

(3) 維持補修費

維持補修費については、施設利用者の安全確保に十分配慮するとともに、営繕については、長寿命化に関する適正な計画を作成するなど、計画的に実施すること。

(4) 委託料

委託料については、業務内容や委託範囲等の見直しを行い、安易に随意契約することなく、発注方法等の工夫をして経費の削減を図ること。

(5) 負担金、補助及び交付金

負担金、補助金及び交付金については、原則平成 27 年度当初予算から大幅に見直す予定であるが、対象団体の決算状況等を参考に、事業内容、繰越金の状況を考慮し、効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金又は少額補助金で、平成 26 年度当初予算からでも廃止・縮小が可能なものについては、前倒して実施すること。

また、各種団体・協会等への負担金については、依然として過度な決算剰余金を生じることにより次年度へ繰越す事例が見受けられることから、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直した上で、廃止・縮小を図ること。

* 特に「大分県各種団体負担金等検討会」(平成 25 年 11 月開催予定、委員：県内各市財政課長)の決定事項については、後日、関係課へ通知することとしており、決定に従うこと。

(6) 貸付金等

利用状況や事業効果を十分把握し、貸付枠、貸付利率、金融機関への預託利率等を見直しを行うこと。

IV 債務負担行為

後年度における支出を義務付けるものであることから、設定にあたっては慎重を期すること。

V 特別会計等に関する事項

特別会計の予算要求に際しては、独立採算の基本原則に基づきながら、経常経費については、一般会計と同様に歳出抑制の観点から経費節減等事務事業の効率化と料金体系の見直し等を含めた経営改善に努めること。

特に、一般会計からの基準(ルール)外の繰出金に依存している特別会計にあっては、経費の精査を行い要求すること。

VI 財政健全化に関する事項

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、普通会計に加え、公営企業会計や、地方公社、第 3 セクターを含めた財政運営の健全化が判断され、将来負担すべき実質的な負債の額が問われることから、公社等の経営状況については、今後のあり方の検討を含め厳しくチェックすること。

Ⅶ 市民サービス協働事業（行政提案分）の活用に関する事項

現在、各課が実施している事業において、NPO等に委託することにより、市民への効率的なサービスの提供が期待できる事業については、新規枠を確保する予定であることから、市民活動推進課と協議の上、提出すること。

Ⅷ 合併に伴う普通交付税（優遇措置額）の段階的削減に関する事項

平成25年度普通交付税における優遇措置額は、24億7,848万8千円であり、優遇措置額が下記のとおり段階的に削減されることを考慮すれば、平成27年度から一般財源の一律カットを検討しなければならないことも十分に認識した上で、平成26年度の予算要求を行うこと。

＜普通交付税（優遇措置額）の段階的削減額＞

年度	削減率	削減額
平成27年度	10%	△2億4,784万9千円
平成28年度	30%	△7億4,354万6千円
平成29年度	50%	△12億3,924万4千円
平成30年度	70%	△17億3,494万2千円
平成31年度	90%	△22億3,063万9千円
平成32年度	100%	△24億7,848万8千円

＜平成25年度当初予算（通常ベース分）と段階的削減額との比較＞

【当初予算（経常的経費＋臨時的経費）】

（単位：千円）

区 分	事業費	特定財源	一般財源
平成25年度当初予算 （通常ベース分）	36,429,343	12,947,799	23,481,544
うち 経常的経費 ＋臨時的経費	15,122,677	8,081,661	7,041,016

※ 平成25年度当初予算（通常ベース分）は、土地開発公社清算事業、H24年発生災害復旧事業費を除いた額

○ 削減割合

$$\text{平成27年度} \quad \frac{\text{普通交付税（優遇措置額）削減額 } \Delta 247,849 \text{ 千円}}{\text{一般財源（経常的経費＋臨時的経費） } 7,041,016 \text{ 千円}} = \Delta 3.5\%$$

$$\text{平成32年度} \quad \frac{\text{普通交付税（優遇措置額）削減額 } \Delta 2,478,488 \text{ 千円}}{\text{一般財源（経常的経費＋臨時的経費） } 7,041,016 \text{ 千円}} = \Delta 35.2\%$$

【部別の状況（経常的経費＋臨時的経費）】

（単位：千円）

	事業費	特定財源	一般財源
総務部	1,276,940	401,580	875,360
企画振興部	823,553	518,614	304,939
市民環境部	1,494,381	539,616	954,765
福祉保健部	3,165,587	1,500,797	1,664,790
商工観光部	1,530,947	1,112,635	418,312
農林振興部	926,549	395,355	531,194
土木建築部	2,353,498	1,713,545	639,953
教育委員会	3,433,086	1,863,422	1,569,664
議会事務局 ほか	118,136	36,097	82,039
計	15,122,677	8,081,661	7,041,016

※経費区分の見直しは反映していない